(組み替え前の研究事業で得られた成果)

- ・ 肢体不自由の障害者が使用する座位保持装置の工学的評価手法を確立し、国内の製品の 質の確保に寄与した(今後、ISOの審議へ)。
- 罪を犯した障害者の地域生活支援の現状調査に基づき、政策提言した。
- ・ 感音難聴に対する、生体吸収性徐放性ゲルを用いた内耳薬物投与システムによる治療法 の可能性を示した。
- ・ 小児重症視覚障害の早期治療のための、有効な手術手技を開発した。
- ・ ニューロパチーの病態と糖鎖を合成する糖転移酵素遺伝子異常及び糖鎖を標的とする 免疫反応との関連について研究を行い、コンドロイチン硫酸プロテオグリカンの糖鎖遺 伝子に酵素活性の著明な低下をきたす塩基変異がニューロパチーの病態に関連する可 能性を明らかにした。
- ・ 中枢神経障害を合併した全身性自己免疫疾患患者の疾患特異的抗神経抗体の検出方法 等について研究を行い、抗 Hsp 抗体が大脳白質病変の形成に関与すること及び抗αGDI 抗体が CNS ループス患者に見られる精神疾患と関連する可能性を明らかにした。
- ・ 精神病床の入院患者 1 万 7 千人の症状、支援の必要性、退院の可能性等に関する詳細な調査を行い、精神科病院における必要な医療機能や、精神障害者の地域移行と地域での安定した生活を支援するため必要な在宅医療・福祉サービスについての分析を行った。このデータを基に、厚労省「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」における検討が行われ、障害者自立支援法の改正案等に反映された。
- ・ 自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関するガイドラインを策定し、学会、医療機関、自 治体等に提供し、現場で活用された。

2. 評価結果

(1) 研究事業の必要性

【長寿科学総合研究事業】

介護保険制度における要介護(要支援)者は 455 万人(平成 20 年 4 月末)に上る。その中でも、要介護(要支援)状態になる原因として、骨折・転倒(9.4%)、関節症(12.2%) は大きな割合を占めている。このように加齢に伴う疾患への対策は、要介護状態にならないようにするための介護予防及び要介護状態になった場合の自立支援のために重要で、これらの取組みを進めることが必要である。

運動器疾患については、大腿骨頚部骨折は年間 14万人が発症、変形性膝関節症及び変形性腰椎症は、医療機関を受診していない潜在的なものを含めると、それぞれ 3,080万人、3,300万人が罹患しているといった推計値があるなど非常に頻度の高い疾患群である。潜在的なものについては早期診断・早期治療を実現するなど、症状を呈する前の取組みが必要である。

【認知症対策総合研究事業】

認知症については、要介護(要支援)状態になる原因の約 14.0%を占め、さらに認知機能が低下している高齢者は、将来増加傾向にあると予想されること(65 歳以上の高齢者人口の 6.3%(2002 年) $\Rightarrow 10.4\%$ (2045 年))から、認知症対策についての取り組みは重要性を増していくと考えられる。

また、認知症は、罹患している患者自身の苦痛に加え、介護者の介護負担が大きいことや、 現在、根本的治療がないことから、認知症対策においては、早期診断技術の向上、根本治療 薬の開発等が急務である。

【障害者自立支援総合研究事業 (仮称)】

障害保健福祉施策については、平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、障害者がその障害種別に関わらず、地域で自立して生活できることを目的とした新しい障害保健福祉制度の枠組みの構築を行っているところであり、障害保健福祉施策企画・立案・検証のための研究、障害者の日常生活上のニーズを具体化するための調査が求められている。

また、障害者基本計画、科学技術基本計画、イノベーション 25 でも指摘されているよう

に、身体障害(感覚器障害を含む)、精神障害等について、障害の予防、リハビリ、補完の ための革新的技術の開発を行っていく必要がある。

特に、自殺総合対策大綱に示された精神疾患対策を進める上での精神疾患の病因・病態解明と治療法の開発、社会還元加速プロジェクトにおいて進められているBMI等の福祉機器開発に大きな期待がかけられている。

(2) 研究事業の効率性

【長寿科学総合研究事業・認知症対策総合研究事業】

認知症、運動器疾患の課題設定に当たっては有識者からなる検討会等を開催し、検討の結果、各分野における優先的かつ5年程度で臨床応用が可能である課題や行政的ニーズが高い課題を公募の優先課題に設定している。このように、当該研究事業については、課題を限定して重点的に資金を投入し、効率的に運用されている。

【障害者自立支援総合研究事業 (仮称)】

障害者自立支援総合研究事業では、従来の研究推進体制においても、行政的なニーズの把握に加え、学術的な観点からの意見を踏まえて本省の企画立案に基づき、真に研究実施が必要な課題について研究課題の公募を行い、既に実施している課題と重なりのないよう研究実施に努めている。

平成 22 年度からは施策の企画、施行、検証等を行う研究については指定研究として実施することとしている。

また、事前評価委員会及び中間・事後評価委員会において厳格な評価を行っている。

このように、当該研究においては、適切な課題設定と研究成果の着実な達成を確保する評価を着実に行うよう努めており、効率的な事業運営が図られているところである。

(3) 研究事業の有効性

【長寿科学総合研究事業‧認知症対策総合研究事業】

学術的な観点からの意見に加え行政的なニーズを把握した上での企画立案に基づき、真に研究実施が必要な課題について研究課題の公募を行っている。また課題採択にあたっては、各分野の専門家による最新の研究動向を踏まえた評価(書面審査及びヒアリング)及び、行政的観点からの評価に基づき決定している。これにより、最先端の知見に基づき適切にニーズに応える研究成果を着実に生み出している。さらに、中間・事後評価(書面審査及びヒアリング)の実施により、研究の方向性に関する適切な助言指導を行っている。また、若手研究者の育成に努めており、研究の活性化も併せて図られている。

また認知症対策総合研究事業、運動器疾患対策研究については、5~10年を目途として、ロードマップを作成し、施策への反映、臨床応用を前提として運用している。

なお、当該研究事業の成果は、介護保険制度の見直しや、介護予防等の施策へ反映させるための基礎データとして活用されている。このように、当該研究事業の成果は厚生労働行政に とって重要かつ有効なものである。

【障害者自立支援総合研究事業(仮称)】

学術的な観点からの意見に加え行政的なニーズを把握した上での企画立案に基づき、真に研究実施が必要な指定・公募課題について採択の決定を行っている。

また課題採択にあたっては、各分野の専門家による最新の研究動向を踏まえた評価(書面審査及びヒアリング)及び、行政的観点からの評価に基づき決定している。これにより、最先端の知見に基づき適切にニーズに応える研究成果を着実に生み出している。さらに、中間・事後評価(書面審査及びヒアリング)の実施により、研究の方向性に関する適切な助言指導を行っている。また、若手研究者の育成に努めており、研究の活性化も併せて図られている。

研究による成果は、障害者自立支援施策、精神保健医療福祉施策、自殺対策等の施策へ反映させるための基礎データとして活用されている。このように、当該研究事業の成果は厚生労働行政にとって重要かつ有効なものである。

(4) その他

認知症については、厚生労働大臣の指示の下、昨年策定された「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」報告書に基づき、認知症の実態把握及び発症予防対策、診断技術の向上、治療方法の開発、発症後の対応についての研究を推進することとされている。当該事業では、関係省庁と連携しながらこれらに取り組むこととする。

3. 総合評価

【長寿科学総合研究事業・認知症対策総合研究事業】

当該研究事業は、有病率・罹患率の高い運動器疾患や認知症において早期診断技術の開発 や適切な治療・ケアの確立が可能となることを目指している。これにより、現在、高齢者の 7人に1人である要介護者を、10年後までに高齢者の10人に1人にまで減少させることが でき、ひいては、介護や医療に係る負担の適正化にもつながり、医療や介護を始めとする社 会保障制度の持続可能性の確保にも大きく資することとなる。

こうしたことから当該研究事業は非常に重要かつ有効であり、今後も研究事業を推進させていく必要がある。

【障害者自立支援総合研究事業 (仮称)】

障害者自立支援総合研究事業は、ノーマライゼーション、リハビリテーションの理念のもと、障害者の保健福祉施策の総合的な推進のための基礎的な知見を得ることを目的としている。

障害者自立支援の拠り所となる、障害者のニーズ調査、施策の企画・施行・検証に関する 調査、障害を予防・軽減・除去する技術、障害のある機能を代替する機器の開発等、本研究 事業の成果により基礎的な知見や資料の収集、科学的で普遍的な支援手法の開発等が進みつ つあり、これまでの研究成果は、随時、臨床現場や行政施策に反映され、障害者施策の充実 に貢献してきている。

障害関連研究は広い範囲を対象とするものであるから、施策に有効に還元できる課題を適切に選定して効率的に推進することが重要である。現在でも、行政的ニーズに学術的観点を加えて、指定・公募課題の決定、応募された課題の事前評価と採択、中間・事後評価等を実施しているが、これらの評価システムをより有効に運営することが求められている。

平成22年度からは、障害保健福祉総合研究、感覚器障害研究、こころの健康科学研究の3事業を統合して一つの事業として実施する予定とされているが、研究企画・進行管理を一元化することにより、一層の効率化が期待できる。

4. 参考(概要図)

長寿科学総合研究事業及び認知症対策総合研究事業のこれまでの経緯と今後の方向性

- ・認知症の実態把握や診断・治療技術に関する研究開発の促進を図るため、従来「長寿科学総合研究事業」及び「こころの健康科学 研究事業 | にて実施していた認知症に関する研究を、平成21年度より「認知症対策総合研究事業」として独立させたところ。
 ・それに伴い、認知症、運動器については、年次計画を立て、研究を推進してきた。
- ・H22年以降は、H21年度以前には行われていなかった研究や、計画的に行われてきた研究の発展的継続・拡充、指定研究の活用 等を行うことで、研究事業全体の充実を図ることとする

平成21年度 拡充•発展 平成22年度(案) 平成20年度 長寿科学総合研究事業 長寿科学総合研究事業 長寿科学総合研究事業 老年病等長寿科学技術分野 老年病等長寿科学技術分野 老年病等長寿科学技術分野 → ドライマウスの実態・治療・対策の開発 介護予防・高齢者保健福祉分野 介護予防・高齢者保健福祉分野 介護予防·高齢者保健福祉分野 → 総合的縦断疫学調査の実施 運動器疾患総合研究分野 運動器疾患総合研究分野 運動器疾患総合研究分野 認知症総合研究分野 筋肉量減少等に関する研究 (新)認知症対策総合研究事業 ※ 認知症対策総合研究事業 発症予防、実態把握、診断技術の向上、 治療方法の開発、発症後の対応 →認知機能低下スクリーニング法の開発 認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト →印は、平成22年度新たに実施する研究

※こころの健康科学研究事業の一部(認知症の医療対応に関する研究)を認知症対策総合研究事業へ移行

障害者自立支援総合研究(仮称)の設立について

障害保健福祉の動向

平成15年 支援費制度開始

<措置から契約へ> 平成16年 精神保健医療福祉の改革ビジョン <精神障害者の地域移行>

平成17年 障害者自立支援法施行

<身体・知的・精神のサービスの-

平成21年度 障害者自立支援法改正法提出 <自立支援のさらなる推進>

○社会保障制度改革の中で実施されるきめ細かい 障害者施策の見直し

→行政的な研究の必要性

成

21

年

度

例:施策構築のための基礎調査 施策推進のためのガイドライン等の作成 施策の効果の検証

障害者を取り巻く科学技術の動向

平成14年 障害者基本計画

≪疾病、事故等の予防・防止と治療・医学的リハビリテーション><福祉用具等の研究開発とユニバーサルデザイン化の促進> <IT革命への対応>
平成18年 科学技術基本計画(第3期)

<臨床研究・臨床への橋渡し研究> 平成19年 新健康フロンティア戦略

こころの健康づくり>

平成19年 イノベーション25・社会環元加速プロジェクト

<高齢者・有病者障害者への先進的な在宅医療・介護の実現>

○高齢社会の中で期待される、高齢・障害者の地域生活 を支える革新的技術の開発

→先進的・科学的な研究の必要性

例:障害発生を予防する研究 発生した障害のリハビリテ ーションに関する研究 障害を補完する機器の開発研究

社会情勢の変化に的確に対応し、戦略的科学計画達成に向けて効果的な進捗管理を行うため、 障害者施策と関連する研究事業を統合する。

障害保健福祉総合研究

疾患研究、支援機器開発研究、 行政施策に関する研究

感覚器障害研究

疾患研究、支援機器開発研究

こころの健康科学研究

疾患研究、診療ガイドライン作成に関する研究、 行政施策に関する研究

成 年

22

度

障害者自立支援総合研究(仮称)

- 〇障害者自立支援分野(指定) 行政施策立案・検証に関する研究 実用化が優先される技術開発に関する研究
- 〇神経・筋疾患等分野、精神障害分野 疾患の診断・予防・治療研究
- 〇身体障害分野(感覚器障害除く)、感覚器障害分野 リハビリテーション技術、支援機器開発 等

(9) 感染症対策総合研究

分野名	Ⅲ.疾病・障害対策研究		
	新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究		
事業名	エイズ対策研究		
	肝炎等克服緊急対策研究		
主管部局(課室)	健康局疾病対策課(エイズ対策研究、肝炎等克服緊急対策研究)		
土官印向(味 <i>生)</i> 	結核感染症課(新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究)		
運営体制疾病対策課の単独運営及び結核感染症課の単独運営			

関連する「第3期科学技術基本計画」における理念と政策目標(大目標、中目標)

理念	健康と安全を守る		
大目標	生涯はつらつ生活ー子どもから高齢者まで健康な日本を実現		
中目標	国民を悩ます病の克服		

1. 事業の概要

(1)第3期科学技術基本計画・分野別推進戦略との関係

(17 7) - 77111 1 12(11) - 1 1	一旦のおがにとれ始しの内が
	・感染症の予防・診断・治療の研究開発
	・稀少疾病等、公的な対応が必要な疾病の画期的医療技術の研究
 重要な研究開発課題	開発
主义 6 列列加九	・治験を含む新規医療開発型の臨床研究
	・ライフサイエンスが及ぼす社会的影響や社会福祉への活用に関
	する研究開発
	・2010年までに、行動変容科学に基づくエイズに関する普及啓
	発・相談手法の開発、利便性の高い検査体制構築や医療提供体
	制の再構築を可能とするための研究により、エイズを治療のコ
	ントロールが可能な感染症にする。 2010年までに関連されるアイ関発日標(MDCs)で言された。
	・2010年までに国連ミレニアム開発目標(MDGs)で示された 以下の目標の達成に至る方法論について新たな知見を得てと
	りまとめる。
	→HIV/エイズの蔓延を2015年までに阻止し、その後減少させ
	・2010年までに、国民の健康を脅かす新興・再興感染症について、
	診断・予防方法を確立し、国内への侵入監視、効果的な対応計
	画の立案等を実現する。
研究開発目標	・2009年までに、感染症、稀少疾病等、政策的に対応を要する疾
	病の診断・治療法の開発に資する研究成果を得るとともに、画
	期的医療の実用化を可能とする。
	・2015年頃までに、国民の健康を脅かす新興・再興感染症につい
	て、国民に対する適切な医療の確保への道筋をつけるべく、予
	防・診断方法の確立や治療法の開発を実現する。
	・2010年までに、感染症・稀少疾病等、政策的に対応を要する疾
	病の診断・治療に資する新規ワクチンを開発するとともに、創
	薬に資するモデル動物の開発を実現する。 ・2010年までに国連ミレニアム開発目標(MDGs)で示された
	・2010年までに国連ミレーアム開発日標(MDGS)で示された 以下の目標の達成に至る方法論について新たな知見を得てと
	以下の日標の建成に主る方法論について制たな知見を持てと りまとめる。
	っぱこめる。 →マラリア及びその他の主要な疾病の発生を2015年までに
	・ファスのでの旧の工文の人/四の元上と2010年のでに

阻止し、その後発生率を下げる。
MALO (CORNEL C 117 Un
・2015年頃までにエイズ・肝炎や、鳥インフルエンザ、SARSなどの新興・再興感染症に対する国民に適切な医療を提供する。 ・2010年頃までに、国内外の研究拠点を整備して感染症研究を行い、基礎的知見の集積や人材育成を図る体制を強化する。・2020年頃までに、感染症対策にかかる医薬品開発に資する先致技術を迅速かつ効率的に臨床応用し、画期的医療の実現を可能とする。・2015年頃までに、医薬品・医療機器の開発に資する先端技術を迅速かつ効率的に臨床応用し、稀少疾病等に対する革新的医療を実現する。・2015年頃までに、WHO等の国際機関に対する主要分担金負担国たる我が国の国際社会への貢献を確固たるものにし、健康政策について国際的な影響力を確保する。

戦略重点科学技術の	新興·再興感染症克服科学技術		
該当部分			
	・病原体や発症機序の解明などの基礎研究		
「研究開発内容」のう	・我が国及びアジア地域にとってリスクの高い、新興・再興感染		
ち、本事業との整合部分	症、動物由来感染症の予防・診断・治療の研究		
	・我が国及びアジア地域の拠点の充実及び人材養成		
#*# + *	(2) 臨床研究推進のための体制整備		
推進方策	(3)安全の確保のためのライフサイエンスの推進		
	(5) 医療における I Tの活用		

(2) 社会還元加速プロジェクトとの関係(該当部分)

社会還元加速プロジェ	1.	生涯健康な社会
<u>クト</u> に該当するか否か。	4.	世界的課題解決に貢献する社会

- (3) 健康長寿社会の実現との関係(該当部分):該当なし
- (4) 革新的技術戦略との関係(該当部分):該当なし
- (5) **科学技術外交**との関係(該当部分)

「新興・再興感染症研究」

世界の人々を脅かす新興・再興感染症について、診断・予防方法を確立し、発生地域での封じ込め、効果的な対応計画の立案等を実現し、治療法の開発や医療の確保をすることを目的に、開発途上国との共同研究を進める。

(6) その他

- ·低炭素社会の実現との関係:該当なし
- ・科学技術による地域活性化戦略との関係:該当なし
- (7) 事業の内容 (新規・一部新規・継続)

【新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究】

近年、新たにその存在が発見された感染症(新興感染症)や既に制圧したかに見えながら再び猛威を振るう可能性がある感染症(再興感染症)が世界的に注目されている。これ

らの感染症は、その病原体、感染源、感染経路、感染力、発症機序についてさらに解明すべき点が多く、また適切な診断法、治療法等の開発等に常に取り組む必要がある。中でも、殆どの者が免疫を持たない新型インフルエンザについては、今般の新型インフルエンザ(A/H1N1pdm)の発生を踏まえ、WHOによりフェーズ6宣言がなされ、全世界で対策が進められており、日本においても、政府一丸となっての取り組みが強力に進められている。新型インフルエンザ(A/H1N1pdm)については、日本では、5月16日に国内発生を認め、一部地域での感染拡大が認められたが、現在(5月31日)、国内感染者の増加は落ちついている。一方、今後、想定される第二波・第三波対応へ向けての準備の必要性や、従来より懸念されている高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)から新型インフルエンザが発生する蓋然性が未だ低下していないことから、これらに対する研究はますますその重要性を増しており、世界的にもその研究の推進と対応への準備が急ピッチで進められている。

本事業は、国内外の新型インフルエンザをはじめとする新興・再興感染症に関する研究を推進し、新型インフルエンザ、ウイルス性出血熱等の新興感染症、麻疹や結核等の再興感染症等の国内外の感染症に関し、感染症の脅威から国民の健康を守るために必要な行政的対応につながる研究を行うこととし、大きく分けて以下の四つの研究を行う。

- (1) 新型インフルエンザへの対応に関する研究
- (2) 我が国の感染症対策の再構築に関する研究
- (3) 国際的な感染症ネットワークを活用した対策に関する研究
- (4) 感染症対策にかかる基盤整備に関する研究

【エイズ対策研究】

本研究領域においては、これまで臨床医学・基礎医学・社会医学・疫学といった幅広い 観点からエイズの予防、診断、治療法開発等の研究に取り組んできたが、我が国の HIV 感 染者・AIDS 患者の報告数は依然として増加し続けており、また多剤併用療法の普及による 療養の長期化に伴う新たな課題が生じている。これらの課題に対応するべく引き続き研究 を推進する必要がある。

具体的には① 臨床分野においては、HIV 感染症の新たな治療法開発、長期療養に伴う医学的障害、合併症を含めた全身管理に関する研究や HIV 垂直感染予防、肝炎ウイルスとの重複感染患者の治療法等に関する研究を行う。②基礎分野においては、エイズの病態解析、薬剤の効果や副作用に関わる宿主因子の遺伝子多型等に伴う生体防御機構の研究、薬剤耐性ウイルスの発生機序解明等の研究を行う。③社会医学分野においては、個別施策層(青少年、同性愛者、外国人、性風俗従事者・利用者)別の介入方法の開発やエイズ予防対策におけるNGO等の関連機関の連携体制の構築、自立困難な患者に対する支援に関する研究を行う。④疫学分野においては、HIV感染症の国内外の動向把握や効果的な普及啓発の方法に関する研究、薬剤耐性 HIV ウイルスに対するサーベイランス研究等を行う。

【肝炎等克服緊急対策研究】

肝炎ウイルスキャリアは高齢化が顕著であり、他の疾患との合併率も高く、画一的な治療が行えない状況であることから、多様な患者病態に合わせた抗ウイルス治療の適応の検討やその副作用対策の研究などの臨床研究をはじめ、臨床現場でのニーズの高い基礎・基盤的研究、医療経済、医療の標準化等の社会医学的研究、肝炎ウイルスキャリアや肝疾患患者の全体像を把握するための大規模な疫学的研究、さらにはウイルス肝炎から進展した病態である肝硬変や肝がんに対する再生医療や新規治療法の研究を行う。

(8) 平成22年度における主たる変更点

【新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究】

新型インフルエンザ対策の研究の強化。今回の新型インフルエンザ(A/H1N1pdm)発生を うけて、従来から懸念されている H5N1 インフルエンザウイルス等を想定したパンデミック の準備として検討を行ってきた様々な政策(検疫、サーベイランスなど)の有効性を評価 し、現在の A/H1N1pdm 対応に適用するための研究を行うとともに、H5N1 によるパンデミックの危険性も低下したわけではないことから、引き続き、新たな新型インフルエンザの発生にかかる研究を強力に推進する。

特に、組織培養を用いた新型インフルエンザワクチン等の開発や経鼻粘膜投与型インフルエンザワクチンの臨床応用に関する研究等の開発等、新たなワクチン製造技術に係る研究については、現在の A/H1N1pdm への対応から重要性を増していることが認識されたことから、既存の研究の評価を踏まえ、継続的に一層の推進を図る。

迅速な対応の基盤となる感染症の発生動向等の把握・分析や国際連携の推進等に関し、 新たなサーベイランスの検討、コンピュータを活用したシミュレーションモデルの検討、 リスクコミュニケーションのあり方、バイオセーフティ・バイオセキュリティの最新の知 見の規制への反映、国内外のネットワーク構築等、個別の疾病毎の観点ではなく、感染症 対策全体の基盤整備となり、かつ施策の推進において特に重要な研究を指定型研究として 推進する。

また、新型インフルエンザに限らず、海外、特にアジア地域を含む近隣国との研究ネットワークの強化をすすめ、研究レベルでの連携・協力体制を構築しておくことは、我が国の迅速で的確な感染症対応においても重要であり、諸外国に対する我が国の対応支援にもつながることから、今後とも国内・国外の研究機関との連携・協力の観点からの研究も推進する。

【肝炎等克服緊急対策研究】特になし

【エイズ対策研究】特になし

(9) 他府省及び厚生労働省内での関連事業との役割分担

厚生労働省内においては、エイズ、新興・再興、肝炎に関する研究事業は、公募段階でそれぞれの研究課題について選定を行っており、他省庁との関連については、新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究が総合科学技術会議の連携施策群(新興・再興感染症WG)の対象であったため、これまで他省庁との重複排除が行われているところである。

肝炎等克服緊急対策研究は、公募段階でそれぞれの研究課題について選定を行い、肝が ん関係については、他のがん研究の事業(第3次対がん総合戦略研究、がん臨床研究)と の重複排除の調整を行う。

また、国立感染症研究所において実施されている基礎から応用に至る種々の感染症研究を適切に行政対応に活用することが重要であることから、引き続き、国立感染症研究所と行政ニーズや研究の方向性等について情報交換を図るとともに、産官学の連携についても行政ニーズや期待される成果について適切に示しつつ、国立感染症研究所及び大学等で推進している基礎研究分野の成果を本研究領域に反映できる研究課題の設定等を推進する。

(10)予算額(単位:百万円)

【新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究】

H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2 (概算要求)
2, 326	2, 396	2, 586	2, 617	未定

【エイズ対策研究】

H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2 (概算要求)
2, 014	2, 073	1, 969	1, 771	未定

【肝炎等克服緊急対策研究】

H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2 (概算要求)
1, 042	1, 426	1, 602	1, 839	未定